令和６年度　旭川市青少年平和大使派遣事業　実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は，旭川市平和都市宣言推進事業の一環として，戦争経験のない子どもたちを被爆地へ派遣し，平和に関する理解を深めるとともにその成果を広く市民に伝える，旭川市青少年平和大使派遣事業（以下「派遣事業」という。）の実施について必要な事項を定め，市民の平和に対する意識を高めることを目的とする。

（事業内容）

第２条　派遣事業の内容は，次に掲げるとおりとする。

（１）事前学習　戦争や長崎市への原爆投下等について，学習を行う。

（２）現地学習　長崎市における資料館等の見学，原爆犠牲者慰霊平和祈念式典への参列及び青少年ピースフォーラムへの参加による平和学習を行う。

（３）事後学習　学習成果をまとめた報告パネル展及びへいわハンドブックの作成を行う。

（４）学習報告　派遣報告を感想文にまとめ，報告会において発表するほか，市広報誌等への掲載を行う。

（対象者の資格要件）

第３条　この事業により派遣される者（以下「平和大使」という。）は，次に掲げる要件の全てを満たす者でなければならない。

（１）市内の中学校に在籍していること。

（２）派遣事業の目的を理解していること。

（３）保護者の同意が得られていること。

（４）派遣事業の全日程に参加できること。

２　過去に派遣経験のある者は，前項の要件を満たしていても選考対象外とする。

（平和大使の人員）

第４条　平和大使の人員は，予算の定める範囲内において若干名とする。

（募集）

第５条　市長は，派遣事業における平和大使を募集しようとするときは，必要な事項を定めた募集要項を作成し，これを公表するものとする。

（申込み）

第６条　平和大使を希望する者は，旭川市青少年平和大使派遣事業申込書（様式第１号，以下「申込書」という。）に必要事項と作文を記入し，市長が指定する期間内に市長に提出するものとする。

（平和大使の審査選考）

第７条　市長は，前条の規定に基づき提出のあった申込書により審査選考し，平和大使を決定する。

２　前項の審査選考を行うため，「旭川市青少年平和大使派遣事業選考委員会」（以下「選考委員会」という。）を設置する。

３　選考委員会の構成及び審査選考事項は，別に定める。

（平和大使の選考結果通知）

第８条　市長は，前条第１項の規定に基づき審査選考した派遣事業の選考結果については，申込書を提出した者全員に通知するものとする。

（派遣事業の引率者）

第９条　市長は，派遣事業の引率者を，次に掲げる者の中から若干名を決定する。

（１）平和大使が在学している学校の教諭

（２）派遣事業を所管する職員

（３）その他市長が適当と認める者

２　前項第１号に規定する教諭は，学校長の推薦による者とする。

３　引率者の役割は，派遣事業における平和大使の学習等の補助及び健康管理とする。

（経費の負担）

第１０条　市は，派遣事業に要する費用を負担する。ただし，平和大使及び引率者の事前学習，事後学習及び学習報告に伴う市内の交通費並びに土産代等，私用に係る費用を除く。

（委任）

第１１条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附則

この要綱は，令和６年４月１日から施行する。